

### 所得制限表(R6.11.1現在)

受給資格者（孤児等の養育者を除く）	全部支給の限度額	【表-1】 上段 老人1人につき10万円増 下段 特定扶養親族または19歳未満の控除対象扶養親族1人につき15万円増 (単位:千円)		扶養親族等数のうちの特定扶養親族等数および老人数						
		0人		老人 特定等	1人	2人	3人	4人		
		収入額	所得額							
扶養親族等	0人	1,420	690							
	1人	1,900	1,070	老人 特定等	1,170 1,220					
	2人	2,443	1,450	老人 特定等	1,550 1,600	1,650 1,750				
	3人	2,986	1,830	老人 特定等	1,930 1,980	2,030 2,130	2,130 2,280			
	4人	3,529	2,210	老人 特定等	2,310 2,360	2,410 2,510	2,510 2,660	2,610 2,810		
	5人	4,013	2,590	老人 特定等	2,690 2,740	2,790 2,890	2,890 3,040	2,990 3,190		

  

一部支給の限度額	扶養親族等	【表-2】 上段 老人1人につき10万円増 下段 特定扶養親族または19歳未満の控除対象扶養親族1人につき15万円増 (単位:千円)		扶養親族等数のうちの特定扶養親族等数および老人数						
		0人		老人 特定等	1人	2人	3人	4人		
		収入額	所得額							
扶養親族等	0人	3,343	2,080							
	1人	3,850	2,460	老人 特定等	2,560 2,610					
	2人	4,325	2,840	老人 特定等	2,940 2,990	3,040 3,140				
	3人	4,800	3,220	老人 特定等	3,320 3,370	3,420 3,520	3,520 3,670			
	4人	5,275	3,600	老人 特定等	3,700 3,750	3,800 3,900	3,900 4,050	4,000 4,200		
	5人	5,750	3,980	老人 特定等	4,080 4,130	4,180 4,280	4,280 4,430	4,380 4,580		

  

配偶者・扶養親族等の養育者の限度額	扶養親族等	【表-3】 老人扶養親族1人につき6万円増 (単位:千円)		扶養親族等数のうちの老人扶養親族数						
		0人		老人 扶養	1人	2人	3人	4人		
		収入額	所得額							
扶養親族等	0人	3,725	2,360							
	1人	4,200	2,740	老人 扶養						
	2人	4,675	3,120	老人 扶養	3,180					
	3人	5,150	3,500	老人 扶養	3,560	3,620				
	4人	5,625	3,880	老人 扶養	3,940	4,000	4,060			
	5人	6,100	4,260	老人 扶養	4,320	4,380	4,440	4,500		

☆ この表は、令和6年11月1日から施行。  
 ☆ 収入額は、特定扶養親族または19歳未満の控除対象扶養親族および老人扶養親族の数が0人の場合を例示した参考金額である。  
 ☆ 表-3について、配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者の所得制限額は、老人扶養親族1人増につき6万円を加算することとなっているが扶養親族等の全てが老人扶養親族である場合、当該扶養親族数から1人分除いた数が老人扶養数となる。  
 また、特定扶養親族数および19才未満の控除対象扶養親族数は、加算の対象となっていないので注意。

<用語について>

- ☆ 扶養親族等 同一生計配偶者、一般扶養親族、老人扶養親族、特定扶養親族、16歳未満扶養者（年少者）の合計数
- ☆ 特定扶養親族等 特定扶養親族（19歳以上23歳未満）、控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）
- ☆ 老人 70歳以上の同一生計配偶者（老人控除対象配偶者）、老人扶養親族（70歳以上の扶養親族）

※ 公簿等または所得証明書において、「控除対象配偶者」とあれば「同一生計配偶者」が、また、「老人控除対象配偶者」とあれば「70歳以上の同一生計配偶者」が有ることが確認できる。  
 （「同一生計配偶者」のうち、納税義務者本人の合計所得が1,000万円以下の者が「控除対象配偶者」）